鹿角市告示９４号

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鹿角市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、鹿角市立図書館（鹿角市立花輪図書館、鹿角市立立山文庫継承十和田図書館）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和４年１２月２１日

鹿角市長　　関　　厚

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
鹿角市立花輪図書館	株式会社リブネット 三重県伊勢市楠部町乙１３５番地	令和　５年　４月　１日から 令和１０年　３月３１日まで （５年）
鹿角市立立山図書館継承十和田図書館		